

商品概要説明書

当座貸越型マイカーローン「ジョイカード」

(平成 29 年 7 月 10 日現在)

商品名	当座貸越型マイカーローン「ジョイカード」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○ J A の組合員の方。○ ご契約時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満の方。 (80 歳の誕生日までに完済が可能である方が対象となります。)○ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方(農業者で自営業者の方は前年度税引前所得とします。)○ 原則として、勤続(または営業)年数が 1 年以上ある方。○ 生活の本拠が定まっており、原則として同一地区内に 1 年以上居住している方。○ 当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<p>ご本人または同居のご家族が必要とされる次の資金が対象となります。ただし、営業用自動車に関するものは除きます。</p> <ul style="list-style-type: none">① 自動車・バイク(ともに中古車を含む)の購入資金または購入に付帯する諸費用(取得税、自動車税、重量税、自賠責共済掛金(保険料)、自動車共済掛金(保険料))② 自動車等の点検・車検費用③ 運転免許の取得のための資金④ カー用品(カーナビ等)の購入資金⑤ 車輜修理費⑥ 車庫建設資金等(建設費が 100 万円以内のものとしします。)⑦ 下取りに出す等処分する車の既借入金残高(買替時に限ります。)⑧ 他金融機関(銀行等金融機関および自動車メーカー系のファイナンス会社)からの既借入金(ご本人名義に限ります。)
契約金額	○ 10 万円以上 300 万円以内とし、10 万円単位とします。
契約期間	○ ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 15 日(休日の場合は翌営業日)までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 66 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ 変動金利とします。○ お借入利率に変動があった場合、基準日(4 月 1 日、10 月 1 日)の属する年の 6 月および 12 月の約定返済日の翌日から新金利を適用し、翌月(7 月および 1 月)の約定返済日から金利変更後の返済額になります。○ お借入利率とは別に保証料(年率 0.65%)をお支払いいただきます。○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。

返済方法	<p>○約定返済</p> <p>毎月15日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日の貸越残高に対して一定率（A型2%、B型1%）を乗じた額（1万円未満切り上げ）を返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。</p> <table border="1" data-bbox="475 342 1406 734"> <thead> <tr> <th>前月約定返済日現在の借入残高</th> <th>A型(2%)</th> <th>B型(1%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円未満</td> <td colspan="2">前月約定返済日現在の借入残高</td> </tr> <tr> <td>1万円～50万円</td> <td>10,000円</td> <td rowspan="2">10,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円超～100万円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超～150万円</td> <td>30,000円</td> <td rowspan="2">20,000円</td> </tr> <tr> <td>150万円超～200万円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円超～250万円</td> <td>50,000円</td> <td rowspan="2">取扱わない</td> </tr> <tr> <td>250万円超～300万円</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※返済日前日における当座貸越残高が上記に定める返済金額に満たない場合には、返済日前日現在における当座貸越残高の金額を返済します。</p> <p>○任意返済</p> <p>毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>	前月約定返済日現在の借入残高	A型(2%)	B型(1%)	1万円未満	前月約定返済日現在の借入残高		1万円～50万円	10,000円	10,000円	50万円超～100万円	20,000円	100万円超～150万円	30,000円	20,000円	150万円超～200万円	40,000円	200万円超～250万円	50,000円	取扱わない	250万円超～300万円	60,000円
前月約定返済日現在の借入残高	A型(2%)	B型(1%)																				
1万円未満	前月約定返済日現在の借入残高																					
1万円～50万円	10,000円	10,000円																				
50万円超～100万円	20,000円																					
100万円超～150万円	30,000円	20,000円																				
150万円超～200万円	40,000円																					
200万円超～250万円	50,000円	取扱わない																				
250万円超～300万円	60,000円																					
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。																					
担保	○不要です。																					
保証人	○当JAが指定する保証機関（島根県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																					
手数料	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。																					
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または本店金融部統括課（電話：0852-35-9031）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、島根県農業協同組合中央会が設置・運営する島根県JAバンク相談所（電話：0852-25-4920）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部統括課または島根県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島弁護士会（電話：082-225-1600） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 																					

	<ul style="list-style-type: none"> ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記島根県 J Aバンク相談所にお申し出ください。） <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記島根県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○お借入にあたっては、次のものを窓口までお持ちください。 <ul style="list-style-type: none"> ① ローンカード ② J A 所定の払戻請求書 ③ 資金使途が確認できる書類（見積書、契約書等） ○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A しまね